

【アメリカ】大統領選挙における 2020 年民主政策綱領 —外交関連指針に注目して—

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2020 年 8 月、民主党と共和党の全国党大会がそれぞれ開かれた。共和党は従来と異なり、党大会に向けて政策綱領を策定しなかったが、民主党は従来どおり、党大会で政策綱領を採択した。日本にとって関連が大きい外交関連指針を中心に、政策綱領の内容を紹介する。

1 採択の経緯

民主党は、2020 年 8 月 17 日から 20 日にかけて全国党大会を開催（会場はウィスコンシン州ミルウォーキー）し、大会 2 日目の 18 日には、次期大統領選挙に向けた政策綱領（2020 Democratic Party Platform）を採択した¹。この度の民主党全国大会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、開催期間を変更し、開催方法も大部分をオンライン方式にした。大会最終日の 20 日には、ジョー・バイデン（Joe Biden）前副大統領を、民主党大統領候補に正式に指名した。

他方、共和党は、8 月 24 日から 27 日にかけて全国党大会を開催（会場はノースカロライナ州シャーロット）したが、政策綱領は策定せず、政権 2 期目に向けたトランプ（Donald Trump）大統領の公約のみを公表した²。共和党全国大会も、開催方法はオンライン方式を取り入れたが、トランプ大統領が会場で演説を行う（大会初日）など、対面方式を含めることを重視した。大会最終日の 27 日には、トランプ大統領を、共和党大統領候補に正式に指名した³。

政策綱領は、公表時点の政党の方向性や、党内の意見集約状況を考える上で、重要な文書とされるが、他方で象徴的な性格を持つものとも捉えられている⁴。2020 年民主政策綱領は全 10 項目であり、「米国のリーダーシップを刷新する（Renewing American Leadership）」と題する最後の項目では、外交関連の指針を打ち出した。

2 民主政策綱領の概要

(1) 新型コロナウイルスからの保護と回復

新型コロナウイルスの問題を最初の項目に据え、同問題を重視する姿勢を強調した。具体的な指針としては、米国疾病予防管理センター（Center for Disease Control and Prevention: CDC）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 9 月 10 日である。

¹ Democratic Party, "2020 Democratic Party Platform," <<https://www.demconvention.com/wp-content/uploads/2020/08/2020-07-31-Democratic-Party-Platform-For-Distribution.pdf>> 民主党の指名獲得候補を決める民主党予備選では、最終的に党内穏健派のバイデン前副大統領と、左派のバーニー・サンダース（Bernie Sanders）上院議員が争い、敗退したサンダース氏の主張が政策綱領にどの程度盛り込まれるかが注目された。左派の側から、「警察予算の削減（Defund the Police）」方針が政策綱領に明記されなかった点などの不満が示された。なお、前回の両党の政策綱領については、鈴木滋「大統領選挙における民主党と共和党の政策綱領」『外国の立法』No.269-1, 2016.10, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202186_po_02690102.pdf?contentNo=1> を参照。

² Donald Trump, "Trump Campaign Announces President Trump's 2nd Term Agenda: Fighting for You!," August 23, 2020. <<https://www.donaldjtrump.com/media/trump-campaign-announces-president-trumps-2nd-term-agenda-fighting-for-you>>

³ 三輪和宏「【アメリカ】トランプ大統領の 2020 年大統領選挙の公約」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.32 参照。

⁴ Andrew Prokop, "The Democratic Platform, Explained," Vox, August 18, 2020. <<https://www.vox.com/2020/8/18/21322685/democratic-convention-platform-controversy>> を参照。

の予算増額や、新型コロナウイルス問題を念頭に置いた州政府・地方政府支援の拡大を掲げた。また、誰もが無償で検査や治療を受けられる態勢を整備しなければならないとした。新型コロナウイルス問題に係る国際協力については、国際保健分野における米国のリーダーシップを立て直すとした。

(2) 強力かつ公正な経済の建設

経済については、大企業や富裕層ではなく、一般市民に配慮した経済を目指すとの姿勢を強調した。具体的な方針としては、2026年までに最低賃金を時給15ドル⁵に引き上げる方針や、ウォール街の金融機関に対する規制を念頭に、2010年の金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: P.L.113-203)⁶を強化する方針などを示した。

(3) 誰もが利用できる質の高い医療保険制度の実現

オバマケアの維持・強化が必要であるとする一方、民間保険の選択肢は残し、質の向上に向けて競争を促すとの方針を打ち出した。

(4) 刑事司法改革によるコミュニティの保護と信頼醸成

警察の問題行為に関する説明責任を確かなものにしなければならないと主張した。具体的には、警察の取締行為を監督する全米統一の基準を確立する方針などを示した。

(5) 米国の精神の回復

性別や人種に関する差別や対立を解消する重要性を強調した。具体的には、性別・人種による賃金格差の問題に取り組む方針や、男女平等憲法修正条項(Equal Rights Amendment: ERA)⁷の承認を目指す方針などを掲げた。

(6) 気候変動との闘いと環境正義の追求

全米各地で生じた気象災害などに言及した上で、気候変動問題に即座に取り組む重要性を強調した。具体的な方針としては、パリ協定に直ちに再加入することや、発電所から放出される炭素排出量を2035年までにゼロとすることなどを示した。環境正義については、大気汚染や水質汚濁の影響を受けやすい低所得者層や原住民への支援を目的とする基金の創設などを掲げた。

(7) 米国民主義の回復と強化

障害者に配慮した投票所を拡充する方針や、米国郵便公社(U.S. Postal Service: USPS)の民営化に反対する方針などを示した。

(8) 21世紀型移民制度の創出

「ドリーマー」と呼ばれる不法移民の子どもを保護・救済する制度の強化や、引き離されて収容されている不法移民親子の再会を促進する方針などを掲げた。

(9) 全米における世界水準の教育の提供

公立大学に通う世帯収入12.5万ドル以下の学生の学費無償化や、コミュニティ・カレッジ(2年制公立大学)及び職業専門学校に通う全ての学生の学費無償化という方針を打ち出した。

(10) 米国のリーダーシップの刷新

4つの部分(「米国外交を再活性化する」「米軍を21世紀の実情に即したものに改変する」

⁵ 1ドルは107円(令和2年9月分報告省令レート)。

⁶ 同法については、井樋三枝子「金融規制改革法」『外国の立法』No.244-1/2, 2010.7/8, pp.4-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050518_po_02440102.pdf?contentNo=1>を参照。

⁷ 男女平等の観点から合衆国憲法の修正を求める修正条項である。1972年に連邦議会で発議されたが、この時は、成立に必要なだけの州議会の承認を得られず、不成立に終わった。

「国境をまたぐ課題の解決に向けて世界の力を結集する」「米国の利益を増進する」)に分かれている。詳細は次に示す。

3 外交関連指針「米国のリーダーシップを刷新する」

(1) 米国外交を再活性化する

- ①「最初的手段」としての外交：外交と軍事の関係については、軍事的な手段が重視され、国務省予算が削減されている現状を改めるとした。具体的には、国務省改革に向けて投資をし、多様な人材の確保を目指す方針などを掲げた。
- ②同盟の改良：同盟が米国にとっての戦略的強みであることを強調し、トランプ大統領の同盟国に対する姿勢を批判した。他方、同盟を実情に即したものに改良する必要性も指摘し、同盟国に防衛力強化等を求める方針を示した。
- ③国際機関：国際機関のルール作りを米国が主導することが、米国の安全や繁栄に資すると強調した。具体的には、世界保健機関（World Health Organization: WHO）や国連人権理事会（U.N. Human Rights Council）に再加入し、その上で改革を試みる方針を掲げた。
- ④対外支援と開発：米国と世界の安全及び繁栄を促進する上で、対外・開発支援が強力な手段になると指摘した。具体的には、国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を再び重視する方針や、米国国際開発金融公社（U.S. International Development Finance Corporations: USDFC）を予算面で支援する方針などを示した。

(2) 米軍を 21 世紀の実情に即したものに改変する

- ①終わりなき戦争の終結：アフガニスタン戦争については、責任ある形で終結させる方針や、アフガニスタンの政治対話を支援する方針などを掲げた。
- ②競争力の確保：終わりなき戦争を終結させることで、米軍への負担を軽減し、「将来の脅威」に対応するための技術（サイバー、人工知能など）に投資するとした。
- ③国防予算：国防予算を合理化する（rationalize）との方針を打ち出した。具体的には、国防省支出に関する年次監査を強化する方針などである。
- ④退役軍人及びその家族との約束：退役軍人省（U.S. Department of Veteran Affairs: VA）の民営化に反対する方針や、性別・人種を理由とする米軍内での差別を根絶する方針などを打ち出した。
- ⑤軍民関係：連邦議会及び米国民への説明責任を念頭に、米軍の軍事活動に関する定例会見を開催する方針などを示した。

(3) 国境をまたぐ課題の解決に向けて世界の力を結集する

- ①世界保健分野とパンデミック：トランプ大統領によって廃止された国家安全保障会議（National Security Council: NSC）の世界保健分野担当局長ポストを復活させる方針などを掲げた。また、WHO については、米国が主導的な資金拠出国であり続けるようにすると表明する一方、WHO の説明責任の向上等を見据えた改革も支持していくとした。
- ②気候変動：気候変動の問題を外交・安全保障戦略に完全に統合し、世界における米国のリーダーシップを回復させるとの指針を打ち出した。具体的には、パリ協定に直ちに再加入することや、緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）への関与を強め、気候変動関連の対外

支援を拡大することである。

- ③**技術分野**：技術革新の追求と、民主的価値の重視を両立させるとの姿勢を強調した。また、外部勢力による選挙介入の防止を念頭に、ソーシャルメディア等が対策を強化することを期待するとした。
- ④**不拡散**：核・化学・生物兵器を拡散させず、段階的に除去することが、米国の道義上及び安全保障上の責務であるとした。核兵器については、強力かつ信頼性の高い抑止力を維持するとして一方、核兵器への過剰な依存と過剰な支出を減らしていく姿勢も示した。また、2021年2月に失効期限を迎える新戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty: New START)を延長する方針も掲げた。
- ⑤**テロ**：アルカイダや「イスラム国 (ISIS)」を打倒する世界規模の取組を維持すると表明する一方、現状が米国同時多発テロ (2001年9月11日) 時点と大きく異なると主張し、白人至上主義者や右派テロ組織に対応する必要性も強調した。
- ⑥**民主主義と人権**：民主主義が世界で後退しているとの認識を示した上で、民主的価値を外交政策の中心に据えるとの姿勢を強調した。具体的には、外交の中でも、性的少数者(LGBTQ+)等の権利を擁護していくとした。

(4) 米国の利益を増進する

- ①**世界経済・貿易**：貿易協定については、米国内での競争力向上に投資を行わずに、新たな貿易協定交渉に着手することはないとの方針を示した。また、あらゆる貿易協定で、労働・人権・環境に関する強力かつ拘束力のある基準を追求していくとした。経済制裁については、同盟国との連携等が整えば有効であるとする一方、誤用した場合は、米国の国益や米国の金融システムを傷つけることになると指摘した。
- ②**アフリカ**：アフリカの将来性を高く評価した上で、アフリカ大陸自由貿易協定 (African Continental Free Trade Agreement: AfCFTA) を側面から支援する方針などを掲げた。
- ③**米州**：米州を米国にとっての「戦略的拠点 (strategic home base)」と呼んだ上で、米国に流入する移民を念頭に、移民を促す構造的な問題 (暴力、貧困、腐敗など) の解決を支援する方針などを打ち出した。
- ④**アジア太平洋**：米国は太平洋国家として、同盟国・パートナー国と連携し、互いに共有する繁栄・安全・価値の増進を目指していくとした⁸。
- ⑤**欧州**：欧州の団結・民主主義・繁栄が、米国にとって死活的に重要であると指摘した上で、欧州の更なる統合と防衛力強化を支持する方針や、国内改革や領土防衛に関して、ウクライナを支援し続ける方針などを掲げた。
- ⑥**中東**：米軍の大規模展開を終わらせる意向を表明する一方、外交的手段を通じて、引き続き中東の平和や安定に関与していくとした。具体的には、「包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA)」 (いわゆるイラン核合意) の米・イラン双方の履行を目指す方針などを掲げた。

⁸ アジア太平洋に関する記述の詳細については、西住祐亮「【アメリカ】2020年米民主党政綱のアジア太平洋に関する記述」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.43を参照。